

(趣旨)

第1条 この規則は、中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置申込み)

第2条 条例第5条の規定により給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、給水装置申込書（第1号様式）を村長に提出しなければならない。

(工事の村費負担)

第3条 条例第6条ただし書の規定による村費負担の工事は、当該給水装置が行政上又は公益上特に必要がある場合のみとする。

(給水装置使用材料)

第4条 条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、中札内村指定給水装置工事事業者に対し、当該審査に係る給水装置工事で使用される材料が水道施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 村長は、前項の規定により村長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 条例第8条の規定により村長が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。

(2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの。

2 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により村長がやむを得ないと認めた場合は、村長が指定した材質以外の材質を使用することができる。

3 村長は、指定した材質について地質その他の理由により、その使用が適当でないと認めるとき

は、当該材質の使用を制限することができる。

(給水管の埋設深度)

第6条 給水管の埋設深度は、150センチメートル以上にしなければならない。また、凍結のおそれがある道路等に埋設する給水管についてはこれ以上とし、防寒装置を施さなければならない。

(メーターの設置位置等)

第7条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として、建築物の外部であつて当該建築物の敷地内
- (2) 点検及び取替え作業を容易に行うことができる場所
- (3) 衛生的で損傷のおそれのない場所

(メーターの設置基準)

第8条 条例第16条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、村長が給水及び建築物の構造上、特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が、同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(給水管の口径)

第9条 給水管の口径は、その用途、同時使用率を考慮して適当な口径としなければならない。

(給水装置の分岐)

第10条 他人の給水装置から分岐して給水を請求したときの本管工事費は、分岐装置者の負担とする。

(給水工事施行箇所の原状回復)

第11条 給水装置の工事施行上家屋、庭園その他工作物に施行した場合において村長は、必要と認める補修をするほか、これを原状に復する責を負わない。

(工事費の算出方法)

第12条 条例第9条に規定する工事費の算出については、本村給水工事設計基準及び単価によるものとする。ただし、給水工事設計基準については公示する。

(工事費予納の特例)

第13条 条例第10条第1項ただし書の規定により村長がその必要がないと認めたものとは、官公署及び公立学校等その他行政上やむを得ないと認めた場合の工事をいう。

(給水装置所有権の移転の時期)

第14条 給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の工事費が完納になった時としその管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第15条 村長が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、村長はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により村長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、村長にその損害を賠償しなければならない。

(給水の申込み)

第16条 条例第13条の規定により水道を使用しようとする者は、給水装置使用届(第2号様式)を、臨時に水道を使用しようとする者は、臨時用水使用申込書(第3号様式)を村長に提出しなければならない。

(代理人及び管理人の選定又は変更の届出)

第17条 条例第14条及び第15条の規定により給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が代理人又は管理人を選定しようとする者は、代理人、管理人(変更)届(第4号様式)を村長に提出しなければならない。

2 条例第18条第2項第1号及び第4号に規定する変更があったときも前項同様とする。

(管理人の職務)

第18条 条例第15条第1項に規定する管理人は次に掲げる事務を行う。

- (1) 条例又は、この規則に規定する諸届出
- (2) 共同給水装置の管理

(届出義務者)

第19条 条例第18条第1項各号及び第2項各号の一に該当する場合の届出義務者は次のとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるときは使用者
- (2) 用途を変更するときには所有者
- (3) 消火のため及び消防演習に私設消火栓を使用するときには使用者
- (4) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったときは新所有者
- (5) 給水装置の所有者に変更があったときは新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときには新所有者
- (6) 管理人に変更があったときは連署のうえ新管理人

(私設消火栓の使用制限)

第20条 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、村長は給水事情等により承認を与えず又は使用時間を制限することができる。

(メーターの点検)

第21条 メーターの点検に際し、使用者において立会しない理由で、その点検に異議を申し立てることができない。

(検査及び調査)

第22条 メーターの点検、その他給水に関する調査又は工事は日の出より日没までの間にこれを施行する。ただし、急を要するときはこの限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準及び検査)

第22条の2 条例第21条の3第2項に規定する村長が定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第21条の3第2項に規定する検査は、水質及び水槽等について、定期に行うこととする。

3 検査の方法その他必要な事項については、村長が別に定める。

(居住家屋でない建物及び場所の水道料金)

第23条 居住家屋でない建物及び場所において給水を受ける者は、一世帯とみなし水道料金を徴収する。

(メーターの検針)

第24条 簡易水道のメーターの検針は毎月25日とし、営農用水道給水区域に設置されているメーターについては、隔月とする。営農用水道のメーターの検針は隔月とする。ただし、やむを得ない理由があるときはこれを変更することができる。

(用途区分)

第25条 条例第23条の規定による用途区分は次のとおりとする。

用途別		区分
簡易 水道	家事用	主に家事用に用いるもの
	業務用	主に業務用に用いるもので、平常時の使用水量が20立方メートルを超えるもの
	大口営業用	主に営業用に用いるもので、平常時の使用水量が100立方メートルを超えるもの
	臨時用	工事その他臨時に用いるもの
営農 用水 道	営農用 1	主に畑作を営むもの
	営農用 2	主に畑作、酪農、養豚、養鶏を営むもので、平常時の使用水量が20立方メートルを超えるもの
	営農用 3	主に畑作、酪農、養豚、養鶏を営むもので、平常時の使用水量が100立方メートルを超えるもの

(料金の納期)

第26条 料金の納入期日は、基本料金についてはその月の25日までとし、超過使用料金については翌月の25日までとする。

2 料金を期限内に納入しないときは、中札内村延滞金徴収条例（昭和48年条例第24号）を適用する。

(料金の前納)

第27条 条例第27条第1項の規定によるものは、土木工事建築工事等、その他のため短期間又は臨時に給水装置を使用し、給水を受けるものをいう。

(メーターの保管)

第28条 メーターの設置場所には、その点検若しくは機能を妨害するような物件を置き又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に従わず支障を生ずるおそれがあると認めたとき又は支障を生じたときは、村において位置を変更しその費用は給水装置所有者若しくは水道使用者の負担とする。

(申込書、届書の諸様式)

第29条 条例及びこの規則の規定により必要な書類の様式は別表による。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、旧規則の規定によってなした届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規則によってなしたものとみなす。

附 則（平成14年10月 4 日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3 月10日規則第12号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日規則第26号）

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日規則第 6 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表（第29条関係）

様式番号	種別	関係条文	
		条例	規則
第 1 号	給水装置申込書	第 5 条	第 2 条
第 2 号	給水装置使用（変更）届	第13条	第16条
		第18条	第19条
第 3 号	臨時用水使用申込書	第27条	第27条
第 4 号	代理人、管理人（変更）届	第14条	第17条
		第15条	
		第18条	第19条
第 5 号	消火栓使用届	第18条	第19条

第 1 号様式（第 2 条関係）

受付 番号	
----------	--

給 水 装 置 申 込 書

年 月 日									
中札内村長 様									
住所 番地									
申込者 氏 ^{ふりがな} 名 _____ ㊟									
下記のとおり給水装置施行方申込みます。 _____									
設置場所	中札内村 番地（電話 番）								
給水使用者	職業（家号） 氏 ^{ふりがな} 名 _____ ㊟								
用途 （○でかこむ）	家事用	業務用	大口営業用	臨時用	使用者数	家族、従業員数 人			
					家畜数 （営農用の場合のみ）	牛	馬	豚	鶏
						頭	頭	頭	羽
給水装置の種類・数量	簡易水道		給水栓	個	給増水栓設	個	蛇増口設	個	
	営農用水道	畜舎等1栓		給水栓		/		蛇増口設	
		畜舎等増設			給増水栓設			蛇増口設	
		住宅増設			給増水栓設	蛇増口設			
申込者が土地・家屋の所有者と異なるとき又は、他の給水管から分岐するときはその所有者の承諾	設置の承諾 この申込書に記載の私の所有家屋（土地）に給水装置を設置することを承諾します。 年 月 日 家屋所有者 _____ ㊟ 土地所有者 _____ ㊟								
	分岐の承諾 私の所有給水装置より分岐することを承諾します。 年 月 日 給水装置所有者 _____ ㊟ _____ ㊟								

第 2 号様式（第16条、第19条関係）

第2号様式(条例第16条、第19条関係) 水 道
第10号(第11条関係)、11号様式(第12条関係) 下水道

給 水 装 置 使 用 (変 更) 届
公 共 下 水 道 使 用 開 始 等 届
公 共 下 水 道 使 用 者 変 更 届

中札内村長 様

年 月 日

届 出 者 (使 用 者)	住所 中札内村		
	ふりがな 氏名	印	電話
装設置場所	住所 ☐ 同上 ☐ その他 中札内村		
届 出 内 容	☐ ① 開始(再開) ☐ ②休止 ☐ ③廃止 ☐ ④ 使用者変更		
①開始(再開)	開 始 年 月 日		年 月 日
	上 下 水 道 区 分		☐ 上下水道 ☐ 水道のみ ☐ 下水道のみ ☐ 地下水 ☐ 水道地下水併用
	用 途	簡 易 水 道	☐ 家事用 ☐ 業務用 ☐ 大口用
		営 農 用 水 道	☐ 営農1 ☐ 営農2 ☐ 営農3
		下 水 道	☐ 一般用(☐ 家事用 ☐ 営業用 ☐ 団体用 ☐ 工業用)
地下水使用の場合		使用人数 人 大便器 個 小便器 個 大小兼用便器 個 浴槽 個	
② 休 止	休 止 年 月 日		年 月 日
③ 廃 止	廃 止 年 月 日		年 月 日
④使用者変更	旧 使 用 者		住所 中札内村
			氏名 印 電話
	新 使 用 者		住所 中札内村
			氏名 印 電話
	変 更 年 月 日		年 月 日
適 用			

※処理欄

管理番号	口径	検満	検針値	開閉栓月日	現地開閉	電算入力	取扱者印

第3号様式（第27条関係）

臨時用水使用申込書

年 月 日 届出

中札内村長 様

申込者住所氏名	番地	
	㊦	
水道の設置場所	中札内村	番地
水道使用者住所氏名	番地	
	㊦	
用 途 別		
使 用 目 的		
使 用 期 間	自	年 月 日
	至	年 月 日
概 算 使 用 水 量	m ³	

	検 針 日	検 針 水 量	調 定 水 量	調 定 金 額	検 針 簿 番 号
4 月					
5 月					
6 月					摘 要
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
1 月					
2 月					
3 月					
計					

第 4 号様式（第17条、第19条関係）

代 理 人、 管 理 人（変更） 届

年 月 日

中札内村長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり代理人、管理人を（選定、変更）したのでお届けします。

給水装置の場所	中札内村	番地
代 理 人	住所	番地
管 理 人	氏名	
代 理 人 (前)	住所	番地
管 理 人	氏名	

受 付	年 月 日	取扱者印	給水装 置台帳	年 月 日	取扱者印
	第 号			第 号	
検針簿	年 月 日	取扱者印	調 定 原 簿	年 月 日	取扱者印
	第 号			第 号	

第5号様式（第19条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

中札内村長 様

届出人 住 所
氏 名 ㊟

次のとおり〔消防用〕に使用〔しました〕のでお届けします。
〔演習用〕〔したい〕

装 置 の 場 所	中札内村	番地
所 有 者		
使 用 消 火 栓 数	個	
使用日、予定使用時間	月 日	午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
実 使 用 時 間		午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで

受 付 月 日	年 月 日	取扱者印
受 付 番 号	第 号	取扱者印
認 定 水 量	m ³	
調 定 番 号	第 号	